

都内におけるPCB廃棄物等の保管・使用状況について

このたび、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「東京都PCB適正管理指導要綱」に基づく、PCB廃棄物の保管及びPCB製品の使用状況の届出等について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1 保管量及び使用量

平成19年3月末におけるPCB廃棄物の保管量及びPCB製品の使用量は、以下のとおりです。なお、届出があった事業者数は、7,767(7,461)です。

機器種別	保管量	使用量	
高圧トランス	2,267台(1,545台)	199台(199台)	処理 進行 中
高圧コンデンサ	22,166台(21,564台)	1,715台(2,025台)	
PCB含有油	61,751ℓ(43,900ℓ)	200ℓ(200ℓ)	
リアクトル	487台(483台)	18台(35台)	
放電コイル	382台(135台)	6台(6台)	
照明用安定器	135万個(128万個)	3.4万個(3.7万個)	
その他小型機器	220,000個(255,000個)	418個(520個)	
柱上トランス	13,303台(24,353台)	84,000台(91,000台)	
柱上トランス油	38,214ℓ(22,806ℓ)	————	
微量混入トランス	2,794台(1,052台)	426台(1,519台)	処理 検討 中
微量混入コンデンサ	560台(573台)	32台(42台)	
微量混入PCB油	652,611ℓ(213,468ℓ)	200(—)	
感圧複写紙	76,369kg(74,300kg)	————	
PCB汚染物	843,677kg(562,249kg)	————	
ウェス	97,501kg(66,952kg)	————	

- ()内は、平成18年3月末の数値です。
- その他小型機器とは、低圧トランス、低圧コンデンサ等のことです。
- 平成18年3月末からの保管量及び使用量の増減の原因は、「新規届出、使用から保管への移行、処理施設への搬出、都県間の移動、個数算定方法の変更等」によるものです。
- 本来PCBが使用されていないはずの機器に微量のPCBが混入している場合は、「微量」の欄に集計しています。

2 PCB廃棄物の処理状況

東京PCB廃棄物処理施設^{*}は、平成17年11月から稼動し、平成18年度は高圧コンデンサ46台、柱上トランス油636,697ℓが処理されました。

(※) 日本環境安全事業株式会社が都内に整備し、一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)のPCB廃棄物を安全・確実に無害化する施設

3 届出状況の詳細について

「PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書」及び「使用中のPCB製品の使用状況報告書」は、環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課(都庁第二本庁舎9階)で閲覧できます。また、届出事業者一覧については、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)でも閲覧できます。

問い合わせ先

廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
PCB担当 直通 03-5388-3573